

2019年度被扶養者資格調査を実施します

被扶養者の適正化のため、現在、加入している被扶養者の資格調査を2020年3月初旬に実施します。ご協力をお願いいたします。
(健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導により、毎年実施しています)

【調査対象者】

- 任意で抽出した18歳以上の被扶養者（『被扶養者資格調査回答書』に記載の方）
該当の方には、調査回答書をお送りしますので、お手元に届きましたら、必ず内容を確認して、必要書類をそろえて期日までに同封されている返信用封筒で提出してください。

【調査事項】

- 年間収入が扶養基準金額未満であるか
- 別居でも扶養と認められる家族の場合は、仕送りをしているか、またその仕送り額が仕送り基準額を満たしているか
- その他の扶養基準を満たしているか

【提出書類】

- 調査回答書に同封されている案内を参考に必要な書類を揃えてください

【提出期限】

- 2020年4月10日（金）

【提出先】

- 調査回答書に同封されている返信用封筒を使用し、社内便で健康保険組合に送付してください

【注意事項】

- 提出期限までに提出がない場合は、被扶養者としての資格は無効となる場合があります。その後に保険証を使用して医療機関等を受診された場合の医療費は全額自己負担になります。後日、保険給付相当額（7割）を健康保険組合にお支払頂きます。

【その他・お願い】

- すでに被扶養者に認定されている方が、就職・収入が増加など該当する場合は健康保険被扶養者異動届（削除用）とその方の保険証カードを事業所の健保担当部署にご提出ください。

【お問い合わせ】

- トヨタ車体健康保険組合 第2グループ 内線 : 81-2755